

商店街等振興計画推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、商店街等振興計画推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、地域資源の活用などを取り込んだ具体的な「商店街等振興計画」の実行を支援することによって、地産地消・外商の促進を図るとともに、商店街等の空き店舗を活用した新規創業希望者等の育成及び出店を支援することによって、商店街等のにぎわいの創出及び周辺住民の利便性の確保を図り、地域商業の活性化につなげることを目的として、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第3条 この要綱における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市町村等 市町村、一部事務組合及び広域連合をいう。
- (2) 商工団体等 商店街振興組合、商工会、商工会議所、事業協同組合並びに地域のまちづくり及び商業活性化並びにコミュニティ活動の担い手として事業に取り組む民間事業者（まちづくり会社、特定非営利活動法人等）をいう。
- (3) 商業者グループ 住民の生活の利便性の確保が特に必要であると認められる地域で組織されている、商業者を含む4名以上で構成された法人格を持たない団体であり、代表者等に関する規約等を有するものをいう。
- (4) チャレンジャー 商店街等の空き店舗を活用した新規創業希望者等をいう。
- (5) チャレンジショップ チャレンジャーが将来の開業を目指し、お試し開業ができる施設をいう。
- (6) 商店街等 次に掲げるものをいう。
 - ア 商店街振興組合を有する市町村にあっては、その商店街地域（旧村を除く。）
 - イ 相当数の小売商業が集積している地域
 - ウ 都市機能が相当数集積している地域
 - エ 市町村の中心としての役割を果たしている市街地
 - オ 公共的な施設が集積している地域（市町村支所等がある地域）

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、事業者、商店街振興組合、商工会、商工会議所、市町村及び県等が一体となって策定した

「商店街等振興計画」に位置づけられた取組で、次に掲げるものとする。

(1) 地域商業の活性化に資する事業

(2) チャレンジショップ事業

ア チャレンジショップの運営

イ チャレンジショップに出店し、その店舗を経営するチャレンジャーの募集及び育成

ウ チャレンジャーのチャレンジ期間終了後の商店街等への出店支援

エ チャレンジショップを活用して行う商店街等の活性化を図る事業

(補助事業者等)

第5条 補助事業者、事業実施主体、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

2 補助事業の期間は、原則として単年度とする。

3 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定による補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第7条 知事は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

(1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この項において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）であるとき。

(2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であるとき。
 - (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
 - (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
 - (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
 - (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
 - (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
 - (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
 - (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

（補助金の変更の申請）

第8条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、補助事業の内容又は次に掲げるいずれかの変更をしようとするときは、別記第2号様式による補助金変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金額等の変更
 - ア 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただし、各補助対象事業ごとに、20 パーセントを超えない範囲で減額しようとする場合は、この限りでない。
 - イ アの規定にかかわらず、チャレンジショップの運営等に係る職員の賃金及び社会保険料等の法定福利費を増額しようとするとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、事業内容の重要な部分に関する事項であつて、知事が変更手続を要すると認めたもの（必要に応じて知事に事前協議をすること。）
- 2 知事は、前項の規定による補助金の変更の申請が適当であると認めたときは、当該補助事業者に通知するものとする。
- 3 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止をしようとするときは、あらかじめ別記第3号様式による補助金{中止・廃止}申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助の条件)

第10条 補助金の交付目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この場合において、市町村等が別表に掲げる事業実施主体に補助金を交付する場合においても、市町村等は同様の条件を付さなければならない。

- (1) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (2) 補助金に係る収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得した、規則第19条第1項に規定される財産（次号において「施設財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (5) 知事は、施設財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。
- (6) 補助事業により取得した取得財産等について、別記第4号様式による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- (7) 当該年度に取得財産等があるときは、第12条第1項の補助金実績報告書に別記第5号様式による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。
- (8) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (9) 補助事業の実施に当たっては、第7条第1項ただし書各号のいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (10) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

(状況報告及び調査)

第 11 条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者及び事業実施主体に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。ただし、チャレンジショップ事業にあつては、9 月 30 日現在における補助事業の遂行状況について、別記第 6 号様式によって、遂行状況報告書を 10 月 20 日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告等)

第 12 条 補助事業者は、補助事業が完了した場合又は第 9 条の規定による補助事業の廃止の承認を受けた場合は、別記第 7 号様式による実績報告書を、補助事業の完了日又は廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日又は補助事業実施年度の 3 月 31 日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、翌年度の 4 月 10 日とする。

なお、チャレンジショップ事業を実施している場合は、補助事業の完了日又は補助事業の廃止の承認を受けた日から 30 日を経過した日又は翌年度の 4 月 30 日のいずれか早い日とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 市町村等の補助金交付決定通知の写し
- (2) 市町村等の補助金検査調書の写し
- (3) 事業実施主体が市町村等に提出した事業実施に係る請求書、領収書の写し
- (4) 事業実施主体が市町村等に提出した実施した補助事業の内容が分かる資料（写真、図面等）の写し

3 補助事業者は、第 6 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第 1 項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 補助事業者は、第 6 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第 1 項の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を別記第 8 号様式の消費税仕入控除税額等に係る報告書により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事は、当該報告を受けて、消費税仕入控除税額等の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補助金額の確定)

第 13 条 知事は、前条第 1 項の規定による報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容（第 8 条第 1 項の規定による承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を

確定し、補助金の交付の決定額と補助金の確定額とが相違する場合は、当該補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第 14 条 知事は、前条の規定により補助金の額を確定した後、補助金を支払うものとする。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項ただし書の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、別記第 9 号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第 15 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができるものとする。

- (1) 不正に補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第 7 条第 1 項ただし書各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (4) この要綱、規則その他法令の規定又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- (5) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(情報の開示)

第 16 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(グリーン購入)

第 17 条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(委任)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 8 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 8 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 10 条第 2 号から第 6 号まで、第 11 条、第 12 条第 4 項、第 15 条及び第 16 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象事業	補助事業者	事業実施主体	補助対象経費	補助率 補助限度額	備考
事業者や商店街振興組合、商工会、商工会議所、市町村及び県等が一体となって策定した「商店街等振興計画」に位置づけられた取組で次に掲げるもの （１） 地域商業の活性化に資する事業 （２） チャレンジショップ事業	市町村等	商工団体等又は商業者グループ	（１） 商店街等振興計画に位置づけられた取組に係る経費であって、知事が必要であると認めたもの（報償費、旅費、雑役務費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、備品購入費、修繕費、改装費、委託料、使用料及び賃借料） （２） チャレンジショップの運営等に係る職員の賃金、社会保険料等の法定福利費、使用料及び賃借料、役務費、委託料、消耗品費、光熱水費、印刷製本費、改装費、修繕費並びに旅費	【補助率】 補助対象経費の2分の1以内 【補助上限額】 500万円	市町村等の要綱で定められた補助率が4分の3（県補助分を含む。）以上（補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた場合も含む。）であり、かつ市町村等の負担額が県補助額の2分の1以上であることを条件とする。

（注１） 事業実施主体が事業を実施する際の委託料については、あらかじめ知事と協議しなければならない。（事業全般にわたる委託は原則として不可とする。）

（注２） システム運営に係る維持管理費用（ランニングコスト）は補助対象外とする。